

年金



保険料の免除
期間などが変更

国民年金では、所得が少なく保険料が納付困難な場合、一定の基準で納付を免除する制度があります。免除申請をすると、本人・配偶者および世帯主の前年所得を基準に審査が行われ、承認されると保険料の全額または半額の納付が免除に。引き続き納付困難な場合は、七月以降に免除申請をしてください。なお申請には平成十四年中の所得の申告が必要です。必ず済ませておいてください。

また、これまでは「四月から翌年三月まで」の免除承認期間が、「七月から翌年六月まで」に

変更。十四年度に限っては、「四月から十五年六月まで」とされました。

現在、全額免除承認を受けている人には平成十五年七月分から九月分の全額納付書が、半額免除承認を受けている人には四月分から六月分の半額納付書と、七月分から九月分の全額納付書が、四月に送付されます。
…問い合わせは免除申請については国保年金課 890 6254、保険料納付書については前橋社会保険事務所 231 1705へ。

学生の納付猶予
希望者は申請を

二十歳以上の学生も、国民年金に加入して保険料を納めることになっていますが、申請して承認を受けることで、学生期間中の保険料納付が猶予される。学生納付特例制度」があります。この制度は家族の収入に関係なく、本人の所得を基準に審査を実施。なお、この猶予期間中に事故などで障害を負った場合は、障害基礎年金を受けることができます。また、猶予を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に反映されませんが、年金額には反映されません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、

十年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。

…問い合わせは国保年金課 890 6254へ。

提出してください
老齢福祉年金証書

老齢福祉年金証書（郵便局で年金を受けるときの緑色の証書）の提出は、四月と八月の年一回対象は明治四十四年四月一日以前に生まれた人と、同年四月一日から大正五年四月一日までの生まれで七十歳（障害等級一・二級該当者は六十五歳）から支給を受けている人です。

老齢福祉年金の受給者は、四月期（四月十一日 から支給）の年金を受領後四月十八日 まで

公園の変更		
名称	位置	面積 (ha)
南町公園	南町一丁目、二丁目	3.8
公園の追加		
名称	位置	面積 (ha)
下川中央公園	下川町	0.82
下川西公園		0.1
下川さくら公園		0.2
下川東公園	新堀町	0.12
ペパーミット公園		0.1
ラベンダー公園		

区域区分(線引き)の変更			
地区名	面積 (ha)	用途地域	備考
下川地区	41.7	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	下川町の全域および新堀町の一部
元総社蒼海地区	2.9	第一種住居地域	元総社町の一部
下大島東地区	16.5	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域	下大島町および小屋原町の一部
用途地域の変更			
地区名	変更前	変更後	面積 (ha)
下川地区	無指定	第一種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	41.7
元総社蒼海地区	無指定	第一種住居地域	2.9
下大島東地区	無指定 第一種中高層住居専用地域 準工業地域	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 近隣商業地域	20.5

地区名	面積 (ha)	位置	備考
下川地区地区計画	41.7	下川町の全域および新堀町の一部	決定
下大島東地区地区計画	23.3	下大島町および小屋原町の一部	変更
上細井住宅団地地区計画	6.6	上細井町および龍蔵寺町の各一部	
富田地区地区計画	70.1	富田町、堤町、江木町の各一部	
中内地区地区計画	3.3	中内町の一部	
土地区画整理事業の施行区域の変更			
名称	変更前面積	変更後面積	
元総社蒼海土地区画整理事業	約71.0ha	約74.1ha	

都市計画

公園の変更など
都市計画案決まる

に、証書を郵便局にある封筒(切手不要)で郵送してください。提出された証書は、八月期の年金額を記入して八月上旬に返送証書の提出がないと八月期の年金が受けられません。
…問い合わせは国保年金課 890 6254へ。



みんなの憩いの場です

二月二十八日付で表1のとおり決まりました。
…問い合わせは都市計画課 890 6948へ。
区域区分(線引き)・用途地域などの変更
本紙10月15日号2 と12月1日号24 に掲載した都市計画案が、二月二十八日付で表2のとおり決定しました。
…問い合わせは同課 890 6944へ。

前橋けいりん 開催日
4/12・13・14
4/15 (場外)
4/17・18・19・20 (場外)
利根川西岸にも駐車場がありますので、ご利用ください。